

論理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフサーフィン連盟（以下、「本連盟」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、業務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は次の者に適用する。

- (1) 本連盟の役員
- (2) 本連盟の会員

(基本的責務)

第3条 本連盟の役員及び会員は、本連盟の目的を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役員及び会員は、次の行為をしてはならない。

- (1) 暴力、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、差別、暴言等、人権尊重の精神に反する言動をしてはならない。
- (2) 日常の行動について公私を混同し、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (3) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- (4) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。
- (5) その他著しくスポーツマン精神に反する行為をしてはならない。
- (6) 人の信用を毀損し、またはその業務を妨害してはならない。

(処分)

第5条 前条の遵守事項に違反した場合の処分は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 口頭をもって戒める。
- (2) 譴責 始末書を取り、将来を戒める。
- (3) 賞の剥奪 賞を剥奪し、すべての利益を返還させる。
- (4) 没収 不正行為により得た利益を没収し、本連盟に帰属させる。

- (5) 罰金 一定の金額をペナルティーとして本連盟に納付させる。
- (6) 活動停止 本連盟の事業に参加する資格を一定期間停止する。
- (7) 資格取消 本連盟の事業に参加する資格を取り消す。
- (8) 除名 本連盟から除名し、すべての記録を抹消する。

2 前項各号の懲罰は、併科することができる。

(処分の決定)

第6条 理事会は、違反行為に対する処分を決定し、速やかに当事者本人ならびに当事者の所属支部に通告する。

(不服申し立て)

第7条 処分について異議がある時は、本連盟理事長に対し再審査を求めることができる。本会の決定に対する不服申し立ては、前条通知後、1ヶ月内に行われなければならない。

(その他)

第8条 本規程は、理事会の議を経て改正する。

附則

本規則は、2023年3月18日から施行する。